

大会決議

政府におかれましては、厳しい経営状況の下にあるバス事業が、今後とも、その公共的使命を全うし、健全な発展を図ることができるよう、次の諸施策を速やかに実施されるよう大会決議をもって強く要請します。

記

一、バス関係予算の大幅な拡充

(一) 地方のバス路線は、地域経済の疲弊、人口減少、マイカーの普及等により輸送需要の減少が続き、その存続は極めて困難な状況にある。

このため、地方部の住民の日常生活に欠かせない生活路線を維持するため、国及び地方の補助制度の財源について大幅な拡充を図らねばならない。

あわせて、地域公共交通の活性化・再生事業に関する必要な予算を確保されたい。

(二) 都市交通におけるバス輸送について、走行環境とサービスの改善を図るため、関連道路整備の推進、公共車両優先システム、人と環境にやさしいバスの導入促進、BRTの導入、ICカード等情報化の促進など各施策について、予算を拡充されたい。

二、税制改正に当たっての配慮

(一) 道路特定財源の一般財源化等に伴い、公共交通をになうバス関係諸税について、次のとおり抜本的な簡素化・軽減等を図られたい。

○ 軽油引取税及び自動車重量税の暫定税率の速やかな撤廃

更に、営業用バスの公共性にかんがみ、これら税の本則税率に係る免税など大幅減免措置

○ 消費税と二重課税となっている自動車取得税の廃止

○ 輸送サービスの充実、バリアフリー、環境保全等に寄与する「運輸事業振興助成交付金」の制度的確保

(二) 次の既存税制の適用期限の延長を措置されたい。

○ 低公害車に係る自動車税の特例措置及び自動車取得税の特例措置

○ バス運行対策費補助金を受けてバス車両を取得した場合に係る自動車取得税の特例措置

○ ノンステップバス等を取得した場合の特別償却制度

三、高速道路料金施策の見直し

高速道路料金の土・休日乗用車千円施策に伴い、激しい交通渋滞やマイカーへの旅客の転移等により、高速バス事業は甚大な影響を受けている。

このため高速道路料金の無料化施策の拙速な実施については、年間一億人以上の庶民が利用する高速バス事業の存立基盤を危うくするおそれがあり反対である。

今後、実証実験等を行いつつ渋滞等の実情や環境への影響を検討されるとともに、公共交通機関の関係者等の意見を聴取した上で、適切な見直しを行われたい。

四、貸切バス事業の安全の確保及び運賃の適正収受

(一) 貸切バスの更なる安全確保を図る観点から日本バス協会が創設を予定している「貸切バス事業者の安全性等評価・認定制度」について、その円滑な運営実施に向けて支援いただきたい。

(二) 貸切バス運賃の適正収受が図られるよう適切な措置を講じられたい。

五、道路運送法の運用に当たっての配慮

(一) 高速バス事業の規制については、バス事業者が市場の変化等に迅速に対応できるよう制度の緩和・改善を図られたい。

(二) いわゆる都市間ツアーバスについては、安全性の確保と消費者保護の見地から、法的規制措置を強化されたい。

(三) 乗合運賃制度については、迅速適切に処理されるよう制度の改善を図られたい。

右決議する。

平成二十一年十月七日

札幌市において

第54回 全国バス事業者大会